

1) 策定の目的

本市では、平成18年1月の市町合併以前に、児玉町緑のマスタープラン、本庄市緑の基本計画を策定し、緑のまちづくりを推進してきましたが、その後社会情勢の変化や都市緑地法などの緑に関連する法律が改正されるなど、緑のまちづくりを取り巻く状況は大きく変化しました。

本市においても、人口減少に対応したまちづくりを推進しつつ、市民からの様々な要望や、緑の維持管理、施設の老朽化といった課題の解決策を導き出すことが求められる中、総合振興計画において、市民のニーズに応じた安全で安心して利用できる都市公園の整備と、人と環境にやさしい貴重な自然や緑の保全をめざしています。

このような状況を踏まえ、本市にふさわしい緑のあるべき姿や、都市公園の今後の整備や管理の方針について検討し、魅力と活力あるまちづくりを進めるため「緑の基本計画」を策定することとしました。

2) 緑の基本計画とは

緑の基本計画とは、私たちのまちの緑について、その将来あるべき姿を描き、さらに、どのように緑を守り、創り、育てるかを具体的な指針として明示するもので、都市緑地法に基づいて定める計画です。

県内では、都市計画区域を有する61市町のうち44市町が緑の基本計画を策定しています。（令和元年10月）約72%

●「緑の基本計画」の特色

○ 緑に関する総合的な計画です。

「緑の基本計画」は、都市公園の整備や山林の保全に係わる制度・事業だけでなく、道路や河川、学校などの公共施設の緑化、住宅や工場などの民有地の緑化、市民の緑化活動に対する支援、緑化意識の普及啓発などの都市の緑全般に関する幅広い総合的な計画です。

○ まちの特色に合わせた計画づくりが可能です。

「緑の基本計画」は市民に最も身近な市町村によって策定されます。このため地域の実情に合わせた計画づくりが可能であり、また独自性のある計画を作成することが期待されます。

本市では、市民にとって最も身近な緑の一つである都市公園の今後の整備及び管理方針を重点施策として位置づけ、検討することとしています。

○ 策定から計画の実現まで市民と行政の協働作業です。

都市の緑の保全や創出には、行政だけではなく市民や事業者等の協力が必要です。このため、計画策定段階より市民や関係者の合意形成を図りながら計画を策定していくことや、計画の公表による周知が重要です。また、計画の実現に向けては、市民・企業・行政の協働による取り組みが大切です。

3) 計画の対象とする緑

「緑」「緑地」とは

「緑」とは、山林、農地、河川等の水辺、公園、ゴルフ場、公共施設や商工地・住宅地の樹木や草花などの植栽等を言います。

このうち、都市公園や自然公園、河川、農振農用地など、施設整備や法規制等により緑の永続性が確保されたものや、社寺地のように社会通念上永続性があるものと考えられるものを「緑地」と言います。

対象となる緑

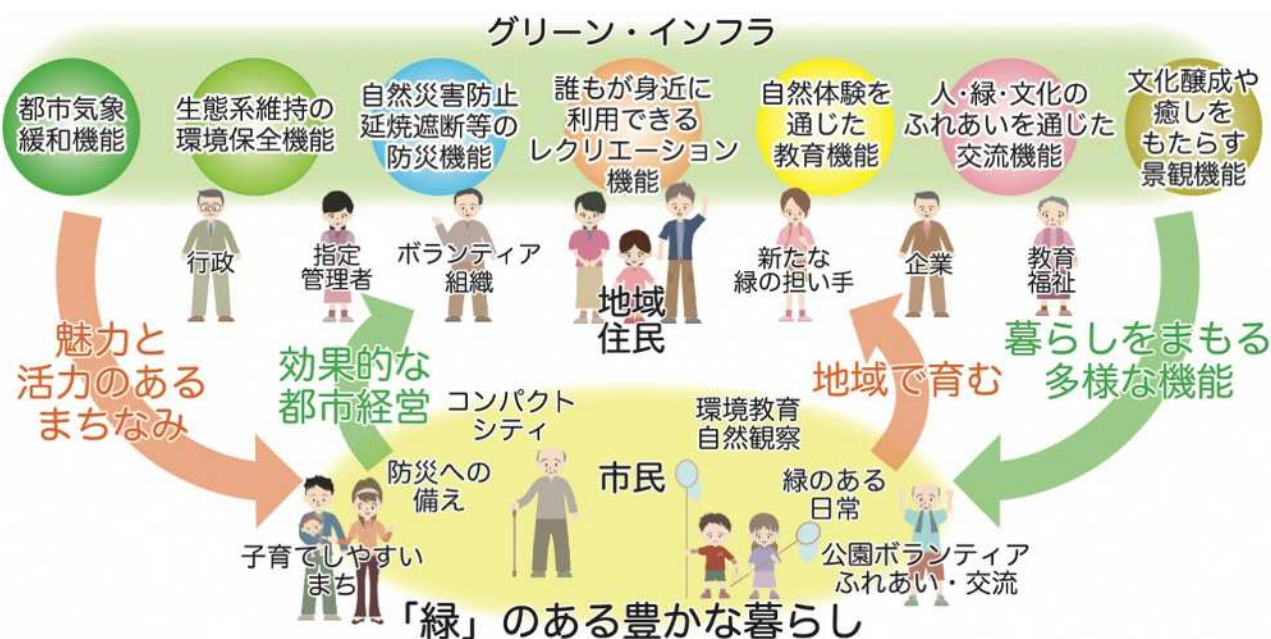


4) 緑の役割

緑は私たちが生活する上で様々な役割を果たします。

- 生き物の生息地やCO2の吸収源になります（生物多様性、地球温暖化対策）
- 日射の緩和、蒸散作用などにより気温の上昇を緩和します（市街地の高温化の緩和）
- 災害時に人を守ります（避難地、支援拠点）
- 自然災害による被害を軽減します（崖地の保全、都市計画等による土地利用誘導）
- まちの美観と潤い景観を形成します（美しい街並みの形成）
- 癒しや安らぎをもたらし、健康増進を促します（やすらぎのある生活環境、緑の健康効果）
- 楽しみや快適さをもたらし（散策やレクリエーションの場の提供）

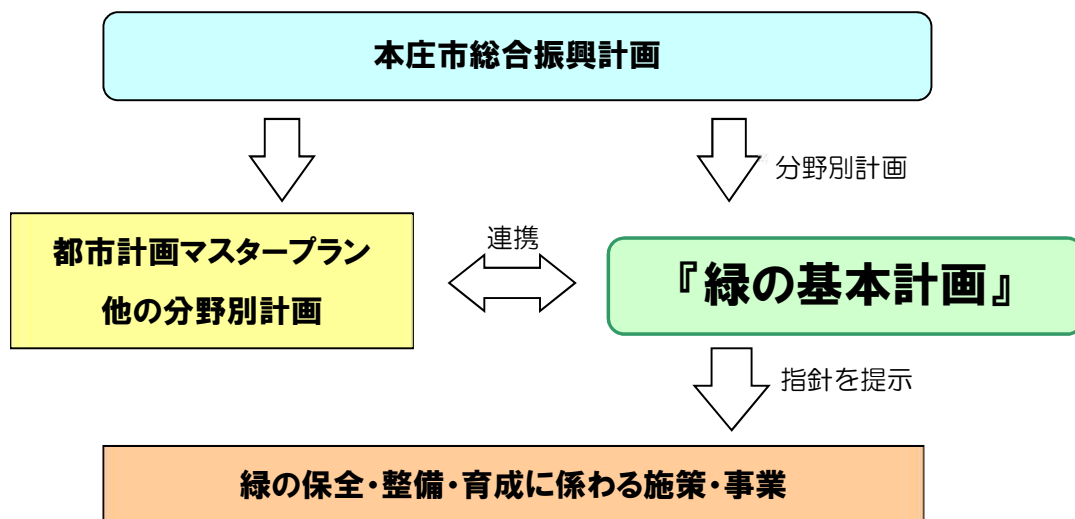
多様な緑が、豊かな暮らしを支えています。



5) 計画の位置づけ

「緑の基本計画」は次のように位置づけられます。

- 「緑の基本計画」は、「本庄市総合振興計画」の分野別計画として位置づけられます。
- 「緑の基本計画」は、都市計画マスタープラン、環境基本計画などと連携を図りながら、緑のある豊かな暮らしを実現していくための計画として位置づけられます。
- 「緑の基本計画」は、市内で実施される緑地の保全や緑化の推進に係わる施策・事業の指針として位置づけられます。



● 計画期間

「緑の基本計画」は、10～20 年程度の期間を目標年次とする将来像に向けた取組を示します。中間年次を 10 年後、最終年次を 20 年後とした場合、目標年次は令和 22 年（西暦 2040 年）、中間年次は令和 12 年（西暦 2030 年）となります。

しかしながら、社会情勢が大きく変動する昨今では、5 年程度で見直す必要があると考えられます。

6) 参考

空間・分野		「緑地」に関わる制度等
樹林地等	保全樹木・保存樹林（都市の美観風致を維持するための保存樹木に関する法律） 緑地協定（都市緑地法） 緑の協定（ふるさと埼玉の緑を守る条例） 段丘斜面林の保全（ほんじょう緑の基金） 保安林（森林法） 県立自然公園（自然公園法） 文化財（史跡、名勝、天然記念物）（文化財保護法）	【補足】：この他、本市における指定実績がない主な緑地保全制度には、特別緑地保全地区（都市緑地法）、緑地保全地域（都市緑地法）、風致地区（都市計画法）、市民緑地（都市緑地法）等があります。
農地	農業振興地域農用地区域（農地法、農業振興地域に整備に関する法律） 市民農園の整備 など	
都市公園	街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、広域公園、特殊公園（歴史公園、風致公園、墓園等）、緩衝緑地、都市緑地、緑道 等（都市公園法）※下線は本市における都市公園整備実績	
その他の公園	児童遊園、森林公園、農業公園、史跡・遺跡の公園的整備 など	
道路・遊歩道	道路の緑化・街路樹植栽、ポケットスペースの緑化、遊歩道の整備 など	
河川	河川の緑化、多自然型川づくり など	
公共公益施設	庁舎や学校等の公共公益施設の緑化 など	
開発制度協定等	緑地協定、緑化地域（都市緑地法）、景観地区、景観協定（景観法） 地区計画制度、開発許可制度による指導、工場立地法による指導 など	
緑化支援	接道部の緑化支援、屋上や壁面の緑化、駐車場の緑化、 樹林地管理等の支援、花・苗木の配布の推進 など	
市民参加	グリーンバンク制度、緑のリサイクル、市民参加による公園づくり 市民ボランティアによる樹林地管理 など	
普及啓発	環境教育等の推進、緑化講習会の開催、 緑の情報発信・ホームページ・パンフレット 緑化コンクール・緑の顕彰制度、緑化イベント、緑の調査研究 など	

7) 参考「都市緑地法第4条」

第二章 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画

第四条 市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることができる。

2 基本計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 緑地の保全及び緑化の目標
- 二 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項
- 三 地方公共団体の設置に係る都市公園（都市公園法第二条第一項に規定する都市公園をいう。第五項において同じ。）の整備及び管理の方針その他緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項
- 四 特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項で次に掲げるもの
 - イ 緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項
 - ロ 第十七条の規定による土地の買入れ及び買入れた土地の管理に関する事項
 - ハ 第二十四条第一項の規定による管理協定（次章第一節及び第二節において単に「管理協定」という。）に基づく緑地の管理に関する事項
 - ニ 第五十五条第一項又は第二項の規定による市民緑地契約（次章第一節及び第二節において単に「市民緑地契約」という。）に基づく緑地の管理に関する事項その他特別緑地保全地区内の緑地の保全に関し必要な事項
- 五 生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第三条第一項の規定による生産緑地地区（次号において単に「生産緑地地区」という。）内の緑地の保全に関する事項
- 六 緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区並びに当該地区における緑地の保全に関する事項

七 緑化地域における緑化の推進に関する事項

八 緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項

- 3 基本計画は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十五条第一項に規定する環境基本計画との調和が保たれるとともに、景観法（平成十六年法律第百十号）第八条第二項第一号の景観計画区域をその区域とする市町村にあっては同条第一項の景観計画との調和が保たれ、かつ、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即し、都市計画法第十八条の二第一項の市町村の都市計画に関する基本的な方針に適合するとともに、首都圏近郊緑地保全区域をその区域とする市町村にあっては首都圏保全法第四条第一項の規定による近郊緑地保全計画に、近畿圏近郊緑地保全区域をその区域とする市町村にあっては近畿圏保全法第三条第一項の規定による保全区域整備計画に、緑地保全地域をその区域とする市町村にあっては第六条第一項の規定による緑地保全計画に、それぞれ適合したものでなければならない。
- 4 市町村は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 5 市町村は、基本計画に第二項第三号に掲げる事項（都道府県の設置に係る都市公園の整備及び管理の方針に係るものに限る。）を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事と協議し、その同意を得なければならない。
- 6 町村は、基本計画に第二項第四号イに掲げる事項を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事と協議してその同意を得、同号ロからニまでに掲げる事項を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事と協議しなければならない。
- 7 市町村は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
- 8 第四項から前項までの規定は、基本計画の変更について準用する。